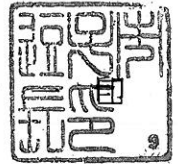




2 7 諮 問 第 1 号
2015 年（平成 27 年）1 月 8 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市長 平 井 竜



逗子市個人情報保護条例の改正について（諮問）

逗子市個人情報保護条例につきましては、平成 4 年 4 月 1 日に施行されて以降、国の個人情報保護法等が制定されたことを受け、貴審議会においてご審議いただき答申を受けまして平成 17 年 3 月 25 日に一部改正し、より一層の個人情報の適正な取扱いに努めてまいりました。この間、社会情勢の変化にも対応し、個人情報の取扱いに係る答申、個人情報保護制度の改善等につきましてご意見をいただくことで、本条例の適正な運用が図られておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、先般国において、社会保障・税番号制度の導入にむけ「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下『番号法』という。）」が制定されました。その制度運用に際し、番号法における個人番号と個人情報とが結びつく特定個人情報の取扱い等を含めた番号法と本条例との整合を図るための見直しをすることといたしました。

つきましては、同条例第 28 条第 2 項の規定に基づき次のとおり諮問いたします。

諮問事項

- （1）番号法に関する逗子市個人情報保護条例の改正事項
- （2）その他制度に関する必要事項

【事務担当】

総務部情報公開課

逗子市個人情報保護条例の改正について

(1) 番号法に関する逗子市個人情報保護条例の改正事項

① 番号法 31 条に基づく改正

番号法 31 条において、地方公共団体に対し、番号法の趣旨を踏まえた必要な措置を講じるよう定めていることから、逗子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の規定において整合を図るため該当項目を改正する。

② 定義(第 2 条) の追加

現在の「個人情報」等に関する定義に加え、あらたに「特定個人情報」及び「情報提供等記録」の定義を追加する。（改正素案第 2 条第 1 項第 5 号及び第 6 号）

③ 番号法 29 条に基づく改正（情報提供等記録を除く特定個人情報に関して改正するもの）

項 目	措 置	改正素案
目的外利用	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときにのみ認める。	第 10 条の 2
提 供	提供が認められる場合を番号法と整合するようにする（オンライン結合についても同様）。	第 10 条の 3
開示・訂正・利用中止	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。	第 14 条第 2 項第 3 号
利用中止	利用中止を請求することができる場合として、番号法違反の場合を追加するようにする。	第 23 条第 1 項
削 除	削除を請求することができる場合として、番号法違反の場合を追加するようにする。	第 25 条第 1 項
開 示	他の法令による開示の実施との重複を認めるようにする。	第 29 条第 1 項

④ 番号法 30 条に基づく改正（情報提供等記録に関して改正するもの）

項 目	措 置	改正素案
目的外利用	目的外利用を認めないようにする。	第 10 条の 2
提 供	提供が認められる場合を番号法と整合するようにする（オンライン結合についても同様）。	第 10 条の 3
開示・訂正	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。	第 14 条第 2 項第 3 号

開 示	他の法令による開示の実施との重複を認めるようにする。	第 29 条第 1 項
訂 正	訂正にかかる通知先を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に変更する。	第 22 条第 2 項
利用中止	利用中止請求を認めないようにする。	第 23 条第 1 項
削 除	削除請求を認めないようにする。	第 25 条第 1 項

(2) その他制度に関する必要事項

条例第 16 条の 2（第三者情報に関する取扱い）において、実施機関は、個人情報の開示又は不開示の決定をするに当たり、開示請求に係る個人情報に第三者に関する「個人情報」が記録されている場合は、当該第三者に対し開示の請求に係る個人情報の内容その他実施機関が定める事項を通知すること等定めているが、対象を「個人情報」に限定せず広く「情報」として定義する。（改正素案第 16 条の 2 第 1 項）